

## ●香川県告示第431号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

平成24年9月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 調査の名称及び目的

#### (1) 名称

高松広域都市圏パーソントリップ調査

#### (2) 目的

どのような人が、何時頃、何の目的で、どこからどこへ、どのような交通手段で動いたかを把握し、今後の交通施策等について検討する基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

県内全域（島嶼部を除く。）

#### (2) 属性的範囲

世帯（5歳以上の者を対象とする。）

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

ア 世帯の属性（構成人数、年齢性別、車等の所有状況等）

イ 1日の行動（何をするために、何時頃、どこへ、何を使って移動したか。）の状況

ウ 公共交通に関する調査（公共交通利用目的、頻度等）

#### (2) 基準となる期日

平成24年10月16日から同年11月13日までの期間のうち、調査対象日として指定された1日

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

133,541世帯

#### (2) 選定の方法

県内を122のゾーンに分割し、各ゾーンごとに、住民基本台帳から世帯主を無作為抽出する。

### 5 報告を求めるために用いる方法

報告者が自ら調査票に記入し、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

### 6 報告を求める期間

平成24年10月8日から同年11月27日まで